

議第179号

京都市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

京都市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市建築基準条例の一部を改正する条例

京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号イ中「界壁」の右に「(防火上支障がないものとして別に定める界壁を除く。)」を加え、同条第 3 号中「令第136条の 2 各号に掲げる技術的基準」を「別に定める基準」に改める。

第26条中「第112条第13項第 1 号」を「第112条第18項第 1 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

都市計画区域内にある長屋に関する各戸の主な出入口を道路に面して設けることとする規定を適用しない場合における各戸の界壁の基準として、防火上支障がないものとしての基準を新たに定める等の必要があるので提案する。